**墓地の使用承継（名義変更）手続について**

・　現在の墓所の使用者（名義人）と申請者（承継者）の関係が分かる戸籍等（写し可）を添付してください。

・　交付している墓地（墓園）使用許可証又は使用承継許可証を返還してください。紛失している場合は、紛失届を提出してください。

・　民法では、「墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。」と規定されています。その確認のため、申出書の提出をお願いします。申出の内容によっては、現在の墓所の使用者の法定相続人が確認できる戸籍等及び関係者からの承認書の提出を求めることがございます。

・　使用者と連絡が取れない場合の連絡先の提出をお願いしております。

・　使用者に異動（住所変更、死亡等）があったときは、必ず変更の手続を行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | |
| １ | 墓所使用承継許可申請書（許可証） |
| ２ | 交付している使用許可証又は使用承継許可証  ※紛失している場合　墓所使用許可証（使用承継許可証）紛失届 |
| ３ | 申出書 |
| ４ | 使用申請者（使用承継許可申請者）以外の連絡先 |
| ５ | 現在の墓所の使用者との関係を明らかにできる戸籍等（写し可） |